

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団 行動計画（第４回）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間 令和２年４月１日～令和７年３月３１日までの５年間

２．内 容

目標１：子育て支援に対する意識の向上

＜対 策＞

全ての職員が職員の子育てを職場全体で支援していくという意識の向上に努めるため、職場研修を実施する。

目標２：子どもが生まれる際に父親の休暇取得の促進

＜対 策＞

男性職員の子の出産時に、管理監督の職にある者が育児関連休暇制度の概要を通知し、当該職員に対して、同休暇の取得を促す。

目標３：子どもの看護休暇及び要介護者の介護休暇取得の促進

＜対 策＞

職員の家族に急病など予測ができない事態が発生したとき、当該職員が看護や介護ができるよう速やかに業務遂行体制の確保に努め、同休暇の取得を促す。

目標４：産前産後休業後における原職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

＜対 策＞

産前産後休業を取得した女性職員が原職に復帰できるよう可能な限り休業中の仕事を代替するための臨時職員を雇用する。

目標５：所定外労働時間の削減のための措置の実施

＜対 策＞

時間外勤務の縮減を図るため、毎週水曜日及び毎月１９日の「県民育児の日」をノー残業デイとする。

目標６：年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

＜対 策＞

年次有給休暇の取得を促進するため、毎年「計画年休表」を作成し、計画的な休暇取得に努める。

目標７：小学校就学前の子どもを育てる職員のための措置の実施

＜対 策＞

小学校就学前の子どもを育てる職員が希望する場合に利用できる始業・就業時刻を繰り上げ、繰り下げる制度やフレックスタイム制度を導入し、また、短時間勤務制度を設ける。

２ 前項の職員が申し出た場合には、所定外労働を免除する。

目標８：若年層に対するインターンシップ等の就業機会の提供

＜対 策＞

中学生等の職場体験やインターンシップの受け入れ制度を導入し、積極的に受け入れを行う。

目標９：子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

＜対 策＞

年次有給休暇等を活用し、子どもの健全育成、疾患・障害のある子供の支援、子育て家庭の支援等を行う地域団体等の活動に職員が積極的に参加するよう奨励する。